

第6期長沼町総合振興計画後期基本計画(案) パブリックコメントにおける意見・提案を踏まえた対応方針

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
1	その他	計画書概要版等の作成	<p>パブリックコメントの実施にあたり、今回統一的に「概要」というものが付けられたことを評価しておく一方、概要という名の抜粋という感が否めず、内容としては、わかりにくい。概要というものは、一枚で全体像がわかるものをイメージします。まちづくり会議で提案したキッズ版がなかったことはとても残念です。キッズ版は概要以上に簡潔にわかりやすく必要最小限の内容を記載することになるので、大人にとってもわかりやすい資料として参考になると考えます。</p> <p>また、特に町民の意見を求めたい内容があるのであれば、それを明記することで、時間の余裕がない人でも部分的に意見を出すことが可能になるのではないかと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえて、全体像を示した概要版を作成し、計画策定時に公表いたします。</p> <p>まちづくり会議でご提案いただきましたキッズ版については、スケジュールの都合上、今回は作成を見送りました。次回第7期計画策定時の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、意見募集項目の優先度は特に想定しておりませんが、今回は後期基本計画であることから、追加した内容が分かるよう、概要版には前期基本計画からの変更点を記載いたしました。</p>	修正なし
2	その他	パブリックコメント実施予定時期の周知	<p>長沼町総合振興計画審議会の日程と進め方について、1月にパブリックコメント実施後、2月中旬に第4回審議会で基本計画(案)が答申され、決定、議会へ報告される流れとなっており、4月に町民へ周知するとの予定であるが、国のパブリック・コメント制度の目的、根拠を参考に考えてみる。</p> <p>一般財団法人 地方自治研究機構においても、以下の記述がなされている。 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/028_administrative_procedure.htm</p> <p>○ 地方公共団体に関しては、地方公共団体の機関がする処分のうちその根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの、地方公共団体のする行政指導、地方公共団体の機関に対する届出のうちその根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの、地方公共団体の機関が命令等を定める行為に関する手続については、地方自治の尊重を図るため、行政手続法の適用が除外されている(3条3項)。したがって、地方公共団体が行う処分であっても、法律(又はそれに基づく命令等)に基づくものは、行政手続法の対象になる。一方で、地方公共団体が行う行政指導はすべて行政手続法の対象外であり、法律に基づく処分に関連する行政指導についても行政手続法は適用されない。</p> <p>○ 地方公共団体においても、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることが必要であることは言うまでもなく、行政手続法46条は、地方公共団体は、この法律の規定の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとし、地方公共団体の自主的な努力により、行政手続の整備が図られることを期待している。</p> <p>また、隣町の栗山町では、栗山町パブリックコメント手続実施要綱が定められており、広報誌等への予告などの記載も含まれている。長沼町においてもパブリックコメントが単なる行政手続としてなされるのではなく、町民の意見をしっかりと検討する期間を十分とったスケジュールで行われ、年度末の同じようなタイミングで複数の案件が出てくるということなく、年度当初に部局間でスケジュールの調整を行い必ず広報誌に掲載する(決裁の関係で日程の詳細が決まらない場合は、例えば、「9月中旬募集予定」等の記載でもよいと思います。ホームページやLine、広報無線の情報を町民が見ている、聞いていると思わない方がよいと思います。見ているのは、一部の関心のある人だけです。)ホームページでの掲載は、例えば北海道庁では、予定も含めて一覧を見ることができます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/publiccomment/185295.html</p>	<p>本町では、現在のところパブリックコメント実施要綱は策定しておりませんが、年度当初に広報誌や町ホームページで計画策定期間を公表することにつきまして、役場内で検討を進めてまいります。</p> <p>なお、パブリックコメントの募集期間及び検討期間は十分確保するよう努めてまいりますので、募集時期の重複につきましてはご理解ください。</p>	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
3	その他	提出された意見の取扱方針	<p>国のパブリック・コメント制度の目的、根拠 https://public-comment.e-gov.go.jp/contents/about-public-comment この中で、「パブリック・コメント手続の流れ」の3項目目として、「意見を考慮」というものがある。ここには、「提出された意見を十分に考慮し、反映できるものは意見に基づき案を修正します。案に反映できないものについては反映できない理由を整理します。」と記載されています。なぜわざわざここに引用したかは、12/19のまちづくり会議(りふれで開催)で、町立病院に関する審議会を傍聴した際に、パブリックコメントが単に「検討する」「参考にする」などと4区分に仕分けされていて、内容に関して、十分考慮されていたり、反映できない意見に対してその理由を話し合うこともなく、軽く扱われていたのを傍聴したためである。全ての意見がこのように扱われていることはないと思いたい。現実として、「検討する」「参考にする」などの意見が、その後の計画に本当に検討されているのであれば、「この項目に関しては、前回のパブリックコメントから参考にし、現状に合わせて実現可能な形を検討したものである」など、単に期限内ギリギリのスケジュールでパブリックコメントという行政手続を行うのではなく、町民と行政の対話の場のひとつと位置付け、意見を考慮する時間的余裕を十分にとって進めてほしい。(今回は、1/24締め切り、2月中旬に審議会なので、検討に要する期間は3週間程度か?)</p>	<p>今回のパブリックコメントでいただいたご意見に関する対応方針や、計画策定までのスケジュールについては、いただいたご意見を踏まえ、十分な検討期間を確保しながらより良い計画づくりに努めてまいります。</p>	修正なし
4	その他	意見提出を促進するための方策	<p>町民と行政の対話という点では、今回のように継続する計画等のパブリックコメントについては、前回の回答を資料としてわかりやすいところにリンクを貼ったり、前述のように、特に町民の意見がほしいと感じる部分があれば、ピンポイントで、この項目について特に意見がほしいというものがあれば、全体計画まで目を通すことができなくても、一部でも意見を出すことができるかもしれない。なるべく多くの方が町政に興味や危機感を持ち、意見を提出することが理想であるが、記名で意見し、審議会資料には実名が記載されているかもしれない中で、意見しにくい人もいるかと思えます。大多数の人は、意見を出さない中で町の施策が決まっていた結果が今の財政問題であり、強引とも言えるやり方が罷り通る長沼町だと感じる。</p>	<p>今回のパブリックコメントにつきましては、町ホームページ内に「パブリックコメント実施結果の公表」ページを作成するとともに、必要に応じてリンクを掲載するなど、より分かりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	修正なし
5	その他	パブリックコメントの進め方	<p>パブリックコメントのスケジュールとしては、まずは、パブリックコメントを実施する前にその内容について説明会(オンライン、録画配信も)をしてほしい。 また、審議会で計画案が決まる前に、町民に対して、パブリックコメントに対する回答を説明する場を設けてほしい。自分たちが考えて提出した意見がただ「検討します」と言われるだけでは、次につながっていかない。他の人がどのように考えて意見を出し、それを行政側がどう捉えて判断するのか、計画に反映できない原因は何なのかを知りたい。長沼町には、さまざまな経験を持った人も多く住んでいると思うので、今までと違ったやり方をするのは大変なことかもしれませんが、なるべく多くの町民を巻き込んで進めてもらいたい。住んでいておもしろい町になってほしいし、パブリックコメントに否定的なことばかり意見するのではなく、おもしろい意見やアイデアが出てきて、そこからまちづくりが始まればいいと思います。</p>	<p>今回、パブリックコメント実施前に開催したまちづくり会議において、後期基本計画案の概要について説明させていただきました。次回の計画策定に際しても、実施手段等も含め検討課題とさせていただきます。 また、パブリックコメントに対する回答(対応方針)につきましては、町民代表で構成される審議会の場で検討してまいりますので、これに先立って町民向けの説明会を実施することは考えておりません。ただし、審議会の構成(性別、年代、居住地等)に不均衡が生じないよう十分検討するとともに、公募委員を募集する等、より多くの意見を反映できる審議会運営を目指してまいります。</p>	修正なし
6	その他	計画の進捗管理	<p>一般に、計画→実行→チェック→改善のサイクルが進められることが多いと思われるが、チェックと改善の部分を明確(毎年行っているなら、それを公開)にし、計画だけ先走っていることのないようにしてもらいたい。</p>	<p>第6期長沼町総合振興計画につきましては、3か年を計画期間とする実施計画を策定し、毎年、各担当部署が施策ごとに実施状況を評価し、次年度以降の取組内容に反映しております。 実施計画の公表につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
7	その他	パブリック コメント対 象者の明 確化	このパブリックコメントの募集対象者は、誰なのか？ 住民登録している者、長沼町内に勤務・通勤している者、長沼町に土地を所有している者、長沼町に親が居住している者、長沼町に来たことがある者など、さっと読んだだけでは、対象者が不明。外国籍の方が提出しても意見として受けてもらえるのか？	パブリックコメントの募集対象者は、町内に在住、在勤、在学されている方となります。上記の条件に合致すれば、外国籍の方でも意見の提出は可能です。なお、今後パブリックコメントを実施する際には、対象者を明記いたします。	修正なし
8	後期基本 計画	P97-98 6.(1)	「6.健全な行財政運営で活気あふれるまち」の「行財政活動の推進」の項目に「町民とともにすすめるまちづくり」という内容を入れてほしい。 人口が減り、役場職員も減って行くことが求められる一方、多様化する町民のニーズに敏感に対応するには、役場職員だけでは困難になっている。実際、現在でも町民と会話できない職員やきちんと説明できない職員を見かけるが、すべてを役場職員が担うのではなく、随時行政ボランティアを受け入れ、町民活動を行政に活かし、より町民生活に密着した行政サービスの提供ができるよう体制づくりをしてほしい。「お金がないからできない」ということはないと思う。何度もそのように言われると「面倒だからできない」「やる気がないからできない」と感じてしまう。移住したり、問い合わせする時に町の一番の入り口(玄関)となる役場の対応をもっともっと良くしてほしい。行政への不満は、アンケート結果に数字で表れており、喫緊の課題と考える。	行政ボランティアにつきましては、生涯学習など一部の課では実施しております。また、基本施策6(1)「行財政活動の推進」の項目内に「町民と行政との協働によるまちづくりを進める旨を盛り込んでおります。引き続き、まちづくり会議や出前講座等の充実を図り、町政情報を町民に発信・共有するとともに、町民の自主的な活動の支援に努め、協働によるまちづくりを進めてまいります。	修正なし
9	後期基本 計画	P97-98 6.(1)	本当に真剣に進めてほしい。 ○長沼町行政改革審議会条例に基づき、今こそ、行政改革の見直しを行う必要があると考える。何かと予算がないとの話を聞くが、庁舎内のトイレの消耗品(タオルペーパー)、洗剤類、コピー用紙、プリンタの使用法(何でもレーザープリンタでカラーで出力していないか、必要ない資料を出力していないか？、議会にある2つのモニターは必要なのか、町長部局では押印不要なのに、教育委員会は押印を必要とする根拠は何か？(押印が必要なためにスキヤナがなければメールでの提出が難しく、持参しなければならない、デマンドバスの運行状況を知り、役場に町民が来ることを簡単なことと思わないでほしい、デマンドバスの運行をもっと利用者の声を聞いて使いやすいものに改善すべき、新しい学校については極力今使えるものを継承すべき、特に校歌・校章は小学校も中学校も統合時に新しくしたものであり、継続して使うのがよい。小学校と中学校で違ってもよい。個人の意見としては、校歌については、旧長沼中央小学校校歌「馬追の裾にひらけたる～」が昔ながらの表現を含み、小学校にも中学校にも共通している歌詞なので、希望する。制服については、デザインのコスト削減とお下がりの活用が可能であるので、今の長沼中学校のままでよいなど) 上記のデマンドバスについては、役場職員で実際通勤や土日に利用して支障なく生活することができるかという観点で検証してもらいたい。あっても使い勝手が悪いのであれば、町の魅力にならないが、少しでも改善すれば、利用者が増えたり、個人の観光での利用が可能になると考える。(後述)	コスト削減の一例ですが、印刷物については、従来、レーザーのプリンターとコピー複合機で対応しておりましたが、数年前から低コスト、省電力のインクジェットプリンターに切り替え、台数の集約化とコスト削減に取り組んでおります。その他様々な経費の節減に取り組んでいるところですが、行政手続きの簡素化も含めてさらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な行財政運営に取り組んでまいります。 新しい学校につきましては、令和9年度開校を目指し、令和6年度に立ち上げた「長沼町一体型義務教育学校開校準備委員会」にて、校歌・校章・制服などについて現在熟議を重ねております。貴重なご意見として承ります。 デマンドバスにつきましては、公共交通として利便性を高め利用促進に繋げるべく、ダイヤの改正等の検討等を進め、生活交通としての改善を図ってまいります。	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
10	後期基本 計画	P97-98 6.(1)	地域おこし協力隊と町民の交流及び成果報告会について、項目に入れてほしい。 長沼町の地域おこし協力隊の定住率の低さについて、先日新聞報道されていたが、たくさんの新規雇用をする前に原因と対策について考えてもらいたい。(考えているなら、公表してほしい。)Instagramなどで情報発信をしているようですが、正直なところ、カフェなどを紹介する、長沼での暮らしにかかる費用についての投稿など、個性がなく、おもしろみに欠ける。どのように掲載先を選んでいるのか、どうしてそのカフェを選び、どういう特徴があるのか、自分はどう思うのか、もう少しそれぞれの想いを伝えてもいいように思う。また、居酒屋を開業しているようですが、テーマもないただおしゃべりするだけになるので、それはそれで楽しむのはいいと思うが、年に一度くらいは、各隊員の活動報告を直接対面して(もちろんオンライン参加もできるとよい)聞いたり、情報交換する場があるともっと深みのある活動ができるのではと思います。 例えば、「野菜のヒミツ」を農家さんに聞いてレポートする、グリーンツーリズムのレポート、ながめま温泉の成分表の見方、町民アンケート「ワタシの好きな長沼」「ワタシの嫌いな長沼」、町民インタビュー(ふつうの人)など	後期基本計画に項目としては盛り込んでおりませんが、地域おこし協力隊の報告会については、今後開催を予定しております。 その他ご意見につきましては、隊員にも共有し、検討させていただきます。	修正なし
11	後期基本 計画	P31-32 1.(7)	東庭園の維持管理について 現在、休園状態が続いている東庭園について、現在でもボランティア活動により下草除去や枝払いなどが行われているので、冬を除いて1か月に1度でも開園できるようにできないかと思えます。開園時には、有志によるイベントを企画したり、上記の地域おこし協力隊の方々にも協力してもらおうなど、町民と地域おこし協力隊、そして役場が協力して町の貴重な資産を活用できるよう、希望します。	東庭園につきましては、平成30年9月の台風21号の被害以降休園しておりますが、町内のボランティアグループの協力により庭園内の清掃等を実施いただき感謝しております。 度重なる台風被害による倒木と、母屋・茶室は築50年以上経過しており老朽化も激しいことから、1か月に1度の開園や開園中のイベント開催については、今後、後期基本計画期間中に判断していく必要があると考えております。	修正なし
12	後期基本 計画	P31-32 1.(7)	施策項目に記載されている「1)水と緑のネットワーク形成」が何を意味しているか不明。何をしようと考えているかわかりやすい表現で記載してほしい。この表現では、何を実施するのか、実施結果は何なのか、改善点は何なのか、検証ができないのでは？(何もしなくてもよいという意味か？)	「水と緑のネットワーク」は、人と自然とのふれあいの場や生物の生息空間・移動空間として、水や緑の持つ機能を有効かつ効果的に発揮するための取組と捉えております。現段階では、公園・緑地の維持更新等を適切に行い、これまで築いてきたネットワークを保全していく方針です。 上記の内容が分かるよう、施策内容及び施策項目の表現を見直します。	別紙のとおり
13	後期基本 計画	P79-80 4.(5)	「雇用の確保・安定」の項目に「まちづくりに参画する住民組織の育成」とあるが、6「行政財活動の推進」と7「コミュニティ活動の促進」「人材の育成」に該当するのではないか？	ご指摘のとおり、基本施策7(2)「人材の育成」にも同様の施策を位置付けておりますので、基本施策6「雇用の確保・安定」の項目からは削除いたします。	別紙のとおり
14	後期基本 計画	P77-78 4.(4)	マオイ文学台の維持・管理については、令和6年度の町議会で一般質問があったが、観光マップなどにも掲載され、天気の良い日には石狩平野を一望できる長沼の名所である文学台は、(北長沼水郷公園のパークゴルフ場のトイレと同様に)長沼町の顔を写す鏡であると思えます。記念碑の設置者が町でないから対応できないということではなく、マップなどで調べて人が来る以上、観光協会(産業振興課)として維持のサポートをする必要があると感じます。(山岳会でやっている草刈りのボランティアと共同で、清掃活動のボランティアを呼びかける、参加するなど)をそのようなサポートができないのであれば、名所として掲載するのは無責任だと思います。(実際に離合が難しいことがきちんと掲載されていないと事故の可能性がありすし、熊が出没する可能性が低いときは、途中で駐車し、徒歩で登るなど)	マオイ文学台について、町内を訪れた観光客に足を運んでいただいていることは把握しております。 長沼町観光協会発刊の観光パンフレットでは、あくまで町内の目印としてマップ上に掲載させていただいておりますが、そのような施設を維持・管理することは観光協会の所掌の範囲外となります。 これまで議会でもお答えしているとおり、文学台の今後の維持・管理については、後期計画期間中に関係団体等と連携を図りながら検討してまいります。	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
15	後期基本 計画	P75-76 4.(3)	施策の内容に「快適で憩いとうるおいのある商店街形成を図るため、商店街活性化対策を検討します。」とあるが、コロナ禍以前から検討している中心市街地活性化事業の計画については、ホームページでは中断しているが、どのような進捗状況となっているのか？何らかの方向性を示す必要があるのでは？	申し訳ございません。町ホームページへの直近会議報告が漏れておりましたので、至急対応いたします。	修正なし
16	後期基本 計画	P95-96 5.(6)	文化の振興にある「専用施設の整備」とはどのようなものを想定しているのか？農地再編事業の償還や義務教育学校の負担、さらには町立病院を診療所として建て替えることも諮問されていたり、築50年を間近にする地区会館が多くある中で、財源の確保は可能なのか？これ以上、子どもたちの負担が大きくなると、益々長沼を離れる人が増えるのでは？	専用施設とは歴史的資料、郷土資料、町指定文化財及び収蔵美術品等を鑑賞できる施設を想定しておりますが、当面新たな施設整備は財源的にも困難と見込まれます。公共施設の有効活用を含め、デジタル郷土資料館の開設について検討してまいります。	別紙のとおり
17	後期基本 計画	P103-104 7.(1)	長沼町には、公共のフリースペースのようなところがない。高校生は放課後どこでバス待ちをすればよいのだろうか？本屋もコンビニもない。カフェに行くにはお金が必要。栗山町のくりふとのような施設が商店街の空き店舗や新しい学校ができた後の長沼小学校跡地にあるとよい。ついでに、長沼小学校にある尋常小学校の校門は残して行くべき。りふれやぼっくろのようなメイン通りから徒歩で遠いところは不適切。	現在、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の策定に向けて土地利用の方向性を検討しているところです。土地・建物の具体的な利用方法については、各計画の方向性に従って検討を進めることとなりますので、その際の参考とさせていただきます。	修正なし
18	後期基本 計画	P41-42 2.(1) P49-50 2.(8)	森林保全 馬追丘陵地域の事業者による近年の開発には、既存の住民とのトラブルも多く、憂慮すべき問題である。閑かな自然環境を求めて居住している既存の住民と経済活動重視の事業者との意識の差は大きく、美しく観光資源でもある馬追丘陵をハゲ山にしないためにも何らかの規制を検討すべき時期にきていると考える。環境基本法に基づく持続可能な社会に向けて、美しく自然豊かな馬追丘陵の環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済活動を進めていくルールづくりが必要。景観条例の対象となっているエリアや災害等のリスクの高いエリアでの宅地開発についても、一定の制限を設ける必要がでてきていると感じる。不動産屋は利益を優先し、道路の整備も曖昧な丘陵地での生活がいかに困難を伴うかについてもしっかりと購入者に説明のうえ、既存の住民とのトラブルの原因を作らないようにしてもらいたい。	森林保全の趣旨としましては、計画案P41-42の本文、施策項目(1)の施策の内容で、森林法、森林経営管理法に基づく取組について記載しております。今後についても、これまでと同様に、法令等に則った林地開発許可制度、届け出制度の適切な運用に努めてまいります。また、本町では、長沼町美しい景観づくり条例に基づき美しい景観の形成に努めるとともに、都市計画法に基づき適切な審査がなされているところではあります。が、近年トラブルが生じていることも承知しております。引き続き、ルール作りの必要性を検討してまいります。	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
19	後期基本 計画	P23-24 1.(3)	<p>P24上段に「2012年(平成24年)4月から本格運行している「デマンドバス」は、2023年(令和5年)4月からは運行エリアが町内全域となったことから、より一層「地域の足」として定着しつつありますが、」との記載がありますが、今のデマンドバスが「地域の足」として定着しつつあるという認識は甘いのではないのでしょうか？一日4便では、待ち時間が長く使い勝手が悪いです。高齢者に限らず、小さな子どもがいる人がぼつくるからラッキーに行って郵便局に行く、役場に行く、そんな時にも臨機応変に使えるような交通であれば、「地域の足」と言えるのではないのでしょうか？役場職員も勤務時間の調整をすれば、多くの職員がデマンドバスを活用できるはずです。1週間に1度まず町長からデマンドバス通勤を始めてみて、本当に「足」として定着しつつあると言えるのかを検証していただきたい。</p> <p>特に、高齢者は外出しなくなると、鬱状態になりやすく、人と話すことが減ると、認知症のリスクも上がります。健康で暮らすためにもまちの中で幅広い世代の人が自然に集まることができる場所が必要で、そこに行くための「足」が必要。町での運営が困難であれば、健康ポイントカードのようにタクシー券の交付として希望者にバス予算を配分する形でも良いのでは？(間接的にタクシー会社への補助金のようになるところが問題かもしれない。今もタクシー会社がバスの運転をされたりしているようなので、問題は同じかもしれない。問題は、運転手不足等で運営状況が厳しいということ町民や議会に報告していないで何となくずっと同じ時間帯のバスを走らせていること。しているなら、教えてもらいたい。)</p> <p>デマンドバスの利便性確保については、先送りせずに真剣に取り組んでほしい。(デマンドバスという運営形態でなくてもよい)</p>	<p>町営バスの中ですべてのニーズに対応することは難しいため、民営の交通資源の状況も考慮しつつ、利便性を高めるべくダイヤの改正等の検討を進め、生活交通の改善を図ってまいります。</p>	修正なし
20	後期基本 計画	P39-40 1.(12)	<p>安心して生活するために非常に重要な項目と考えます。</p> <p>救急に関しては、町立病院での対応ができないため、近隣や遠方の病院に搬送されるケースを多く聞いているので、救急搬送における受入状況を公開し、長沼町民の救急医療をどのような病院が支えているのか、町立病院の存在意義をどこに置くのか、今後、町立病院の診療所化に向けて考えるきっかけを今から準備する必要があるのでは。なるべくなら、近いところにある病院で一度受入されるのが望ましいと思います。</p>	<p>2024年は救急出動623件、うち急病事案364件で町立長沼病院への搬送は94件となっております。町立長沼病院が第一選択であります。緊急性、重症度さらに専門性を考慮し町外病院へ搬送することが多いのが現状です。町立長沼病院の有床診療所化の動きも踏まえ、今後も町立長沼病院と連携した救急搬送業務を行ってまいります。</p>	修正なし
21	後期基本 計画	全体を通 して	<p>施策の内容に「努めます」との文言が多くみられますが、非常に後ろ向きの語感のある文言です。施策の実施計画(P3)も適切に作成できず、その評価も判断できないことになり、町民への説明責任という観点からも問題があります。</p> <p>「計画」は、あることを行うために、あらかじめその方法・手順などを考えることであることからすると、少なくとも、他の表現にある「図ります」「推進します」「実施します」などの文言に変更する方が良いのではないかと考えます。</p>	<p>町の取組姿勢を明確にするため、一部施策について表現を見直します。</p>	別紙のとおり

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
22	後期基本 計画	P83-88 5.(3)	<p>「基本構想」P26の「学校教育の充実」では、「さらに、小中一貫教育を進めるうえでの望ましい学校教育は施設一体型と考え、学校給食センターも含めた複合化・集約化を基本に、学校建て替えに着手します。」とあります。これを受けて「前期基本計画」P104の施策の内容では、「老朽化している校舎・屋内体育館の建て替えに着手し、学校給食センターも含めた複合化・集約化を基本に小中一貫教育に対応する改築に向けた取組みを推進します」としており、整合性がとれていません。</p> <p>ところが、今回の「後期基本計画」P88の施策の内容では、「2027年度(令和9年度)の義務教育学校開校に向けて新校舎建設工事に着手するとともに、学校給食センターは、持続可能な給食提供や全国で広がり始めている高齢者向け配食サービス、給食食育促進、防災施設など、今後の在り方について近隣市町村の動向も含めて検討を進めます。」に変更されており、明らかに基本構想との整合性がとれていません。</p> <p>整合性をとるためには上位の「基本構想」を変更する必要があります。そして、これを変更するためには、長沼町総合振興計画審議会への諮問と議会の議決が必要(長沼町総合振興計画策定条例第4条・第5条)ですが、審議日程にはそれが見当たりません。</p> <p>そこで、「学校給食センターの複合化・集約化」がキーワードであることから、「2027年度(令和9年度)の義務教育学校開校に向けて新校舎建設工事に着手するとともに、学校給食センターは複合化・集約化の可能性も含め、持続可能な給食提供や全国で広がり始めている高齢者向け配食サービス、給食食育促進、防災施設など、今後の在り方について近隣市町村の動向も含めて検討を進めます。」に一部修正(赤字部分)することにより、何とか整合性をとることができるのではないかと考えます。</p>	ご指摘のとおり修正いたします。	別紙のとおり
23	その他	巻末	<p>計画策定の手続きを明確にするため、次のものを掲載する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 長沼町総合振興計画策定条例 2. 長沼町総合振興計画審議会条例 3. 長沼町総合振興計画審議会委員名簿 4. 諮問書と答申書(長沼町総合振興計画審議会条例第2条関係) 	計画策定の際にはご指摘の4点を巻末に添付いたします。	修正なし
24	その他	審議会委員の選定 について	<p>※なお、審議会委員の選考に次のような問題があるので、今後活かしていただくよう希望します(令和6年12月19日(木)南長沼会館での「まちづくり会議」において私が質問したものをベースにしたものです)。</p> <p>(1)「審議会は、委員25人以内をもって組織する(審議会条例第3条第1項)」と規定しています。これは、総合振興計画が「町政の最上位の計画(計画策定条例第3条)」であることから、多くの方の意見を反映するための人数設定と考えます。</p> <p>ところが今回は18人の委嘱であり、審議会2回目は全員が出席したものの、1回目は2人が、3回目は5人が欠席しているようであり、その職責を果たしていません。</p> <p>このようなことでは、審議の正当性を担保することは困難であると思います。</p> <p>(2)構成メンバーに次のような問題があります(名簿から判断)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 18人中女性が3人 ② 年代が不均衡(20代・30代・40代は委嘱されていないのでは) ③ 地区が不均衡(市街地10人・西長沼5人・南長沼2人・北長沼1人) ④ 公募委員が0人 	<p>(1)委員の委嘱人数については、次回審議会に向けた検討課題とさせていただきます。なお、欠席者に対しても、会議前に資料を配布して意見の聞き取りを行っておりますので、職責が果たされていないとは考えておりません。</p> <p>(2)今回は、後期基本計画の検討であることを踏まえ、前回審議会(基本構想、前期基本計画)委員の所属団体から推薦いただくなど、大きな変更は行いませんでした。前回よりも女性を増やす等、多少の見直しは行いましたが、ご指摘のとおり改善の余地があると考えておりますので、不均衡の是正や公募委員の募集など、次回審議会委員を選考する際には配慮してまいります。</p> <p>なお、②年代につきまして、今回の審議会委員には20代、30代、40代の方々が含まれておりますことを申し添えます。</p>	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
25	はじめに	実施計画 について	はじめにP2の「実施計画」では、「基本計画に示した施策を進めるために必要な主要事業の具体的な内容(事業年度や内容、事業費等)を示すものです。計画期間は3か年とし、毎年度、検証と見直しを行います。」とありますが、この計画は作成されているのでしょうか。作成されているとすれば公表しているのでしょうか。また、「前期計画」の「実施計画」の検証と見直しの結果が、今回の計画に反映されているのでしょうか。	第6期長沼町総合振興計画につきましては、3か年を計画期間とする実施計画を策定し、毎年、各担当部署が施策ごとに実施状況を評価し、次年度以降の取組内容に反映しております。また、同じく実施計画の検証結果を踏まえた上で、今回の後期基本計画案を作成しております 実施計画の公表につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。	修正なし
26	後期基本 計画	P19-40 基本施策1	今の世の中、何が起こるか分からないという不安を抱えながら暮らしていると思います。 暮らしの安全、安心を考えたら、地域のネットワークが大切だと感じています。できるだけ町のみなさんと交流することができ、顔見知りになれるイベントを行政が開催するのがいいと考えます。 例えば、災害時の為に備蓄されている食料を、期限間近になれば避難訓練として調理して食べ、町は、どのように避難場所を整備しているか、食料を確保しているか等、町民に周知させたらよいと思います。 私達は、災害時にどれだけ自主的に避難できるのか知り、安心したいです。 大勢の町民が避難した時、トイレ、風呂の設備がどうなっているか、ペットと一緒に避難生活ができるか、その受け入れ、精神面からのケアの必要性など、災害が起きる前に準備するのはどうですか。	住民参加型訓練の計画と開催、防災体制の状況などにつきましては、広報周知してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、少しでも快適な避難所の生活環境整備を進める上での参考とさせていただきます。	修正なし
27	その他	P41-50 基本施策2	長沼町は、丘陵と田園が風景を作る美しい町だと思います。 凍れた冬の樹氷、雪の山並みも見とれてしまう程の美しさを感じます。 この美しい自然環境を保持していくためには、新しい開発行為は不要と考えます。 これから世界は食料危機を迎えようとしているのに、外から人を呼び込むための観光施設に税金を使うことは無駄だと考えます。 田畑の整備、新規就農者の受け入れ、耕作放棄地を又田畑として活用する。 美しい景観といった意味では、用水路や河川などの土手を除草剤で焦土とするより、刈払いして緑に保ち管理するのがよいと思います。 丘陵の側に住む者としては、住民に知らされていない樹木の伐採や、事業者の土地利用の拡大や転売など心配の種です。 事業者の届出は町が確認しているのでしょうか。地域住民とのコミュニケーションがはかれる事業者なのか、町がコントロールしてほしいところです。 例えば、町の観光スポットとして紹介されているマオイ文学台の整備とネットワークづくりを、地域おこし協力隊に担ってもらうのはどうでしょう。 文学台への道路の整備、道案内の取り付け、草刈り、トイレの整備、掃除など文学台から除く景色をもっと知ってもらえる取り組みをしたらよいと思います。 何かを建設して美しいまちをアピールしなくても、今ある素晴らしいものをきちんと整備して隔々に美しさを磨き出していったらいいと思います。	田畑の整備、新規就農者の確保・育成につきましては、計画案P67からの基本施策4.(1)3「担い手の育成と地域農業を支える体制の整備」に搭載しております。 このほか、耕作放棄地は現時点で生じておらず、町管理の水路や河川につきましては、法面崩壊防止の効果も期待されることから、除草剤は使用せず刈り払いによって維持管理している状況です。ご意見の趣旨は今後の取組に活かしてまいります。 開発行為等につきましては、各法令に従い適切に処理しております。 マオイ文学台につきましては、町内を訪れた観光客に足を運んでいただいていることは把握しております。これまで議会でもお答えしておりますが、文学台の今後の維持・管理については、後期計画期間中に関係団体等と連携を図りながら検討してまいります。なお、地域おこし協力隊は任期終了後のビジョンが見通せないため、現時点では文学台の整備やネットワークづくりは難しいと考えます。	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
28	後期基本 計画	P51-66 基本施策3	<p>住み慣れた町で、誰もが安心し、いきいき暮らせる町。ここでも「安心して」が抜けていると感じます。</p> <p>子育て世代、高齢者から安心して暮らしているという話を聞くことがありません。子育て世代には、サービスのよい、親切的な病院が必要です。町立病院は大きさではなく、サービスを考え直してほしいです。熱のある子供をすぐに診る、一度は受け入れて、町立で診ることができなかつたら他の病院をきちんと紹介する、親切に対応する、ということだけでもきっちりとサービスすることができたなら、町立病院の存在する意味があると思います。</p> <p>高齢者は、住み慣れた町を離れずに治療をしたいと望んでいます。</p> <p>長沼町で生まれ育った方々を、遠くの病院へ入院させなくても診ていける医療態勢を整えてほしいです。医療と福祉は離れ離れにせず、最も近い場所で密な連携をはかり、病人を放り出さずに優しく看護、介護してほしいと思います。</p>	<p>医療と福祉については、より密接に連携することにより、町民一人ひとりのニーズに合わせた対応が可能であり、また必要であることは言うまでもありません。一方では、介護施設を含め町内に現存する社会資源は限られる中、これまで以上に、町外の各機関とも密接な関係性を築くことで、町民の皆様により安心感を持っていただけるものと認識しております。</p> <p>町立病院では、経営強化プランでも記載のとおり常勤医師の招聘に努めているところです。医療へき地の認定を立地条件上認められていないため、医大からの常勤医の派遣は難しく、病院の施設基準を維持する24時間365日の医師を派遣医師等により配置しているところです。現在、常勤医師は内科医の1名であるため、外来、病棟、救急と迎光園の協力医療機関であることから、物理的に1名の医師が小児を診るとこまでは至らず、高校生以上の診療をしているところです。</p> <p>全国的な医師不足も背景にあり、民間医療機関・開業医の誘致は困難を極める中、関係各課が協力し、医療体制の充実に向け取り組んでまいります。今後においても、子育て世帯からの相談時における必要に応じた小児科等への積極的な受診勧奨も含め、小児健診を実施している母子保健部門や児童福祉部門とより連携し、必要な支援を充実してまいります。</p>	修正なし
29	後期基本 計画	P67-80 基本施策4	<p>農業では、耕作放棄地を増やさないために、担い手の育成は大切と考えます。大規模農場を増やすのではなく、小さな農場を増やしていくのもいいのではないかと思います。</p> <p>小さな農場は、農業だけでは暮らしていけないので、兼業農家を推進するのはどうでしょう。</p> <p>食料をまじめに作ろうとしている人を育てるのは大切な事だと思います。</p> <p>学校給食は、食材を全て長沼町産でまかない、自校給食にすることで、素晴らしい食育をPRすることができます。都会の子育て世代は、食育に関心のある方が沢山います。</p> <p>学校給食のPRだけでも、移住者・定住者が増えると思います。</p> <p>地域産業も、新しいものと呼び入れるのではなく、今、長沼町にあるもの、頑張っている人たちに目を向け、アイデアを募り、活性化させるのがよいと考えます。小さくても古くてもいいのです。</p> <p>内容の充実をはかる努力を、町全体で試みたいです。</p>	<p>農業者のあり方という点につきましては、計画案P69-70の施策項目(1)施策の内容の1点目に「大規模農業者と小規模農業者が協働する地域複合型農業の確立を目指す」と記載しており、ご意見の趣旨も鑑み今後の取組に活かしてまいります。</p> <p>学校給食は子ども達に適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることを目的とし、また、様々な基準の下に運営されています。</p> <p>その基準を満たす献立作成には肉や魚等の食材も必須のため、すべての食材を町内産で賄うことは難しい状況です。</p> <p>現在、給食センターでは町内の生産者と連携を図り、調理能力・予算等、多様な角度から判断し、可能な範囲で町内産の食材を取り入れた献立を提供しています。今後さらに町内産の食材の使用を高められるよう、農協や生産者と連携を深めてまいります。</p>	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
30	後期基本 計画	P81-96 基本施策5	この施策の項は、一番置き去りにされているように感じます。多様な人と文化を育むには、まず受け入れなくてはならないと思います。 意見を受け入れ、できるできないは別として、話し合うことが必要です。 自分も、自分以外の人も、何を考え、どういう気持ちでいるのかを知ろうとする好奇心や探求心を育む学習が必要だと思えます。新しいものにばかり目を向けるのではなく、古いものや、町の歴史からも、そういうものを育むことはできます。役場の一室からでもよいと思います。郷土資料室を作ってみてはどうですか？ 内容のよい郷土資料館は、郷土愛を育みます。町を愛する人達は、自分の町をもっと誇れる良い町にしようと色々と奮闘します。	各施策については、関係団体、委員会等で意見を聴取し、持続可能な学習活動づくりを推進してまいります。 郷土資料館につきましては、当面新たな施設整備は財源的にも困難と見込まれるため、デジタル郷土資料館の開設について検討してまいります。	修正なし
31	後期基本 計画	P103-108 基本施策7	行政区の中で、こういう活動をしたいと役場に相談に行っても、相談にはのってくれません。 町民が気楽に集える場所がほしいです。 本が読めて、話ができて、お茶がのめて、バスが待って、勉強ができて、あちこちで勉強の教え合いが始まり、高齢者も子供も誰もが集える場所です。大きくなくてもいいんです。新しくなくてもいいんです。 要は内容なんです。	役場として、全てのご相談に対してご満足いただける回答を行うことは困難ですが、対応可能なものはご協力させていただきます。 また、現在、「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」の策定に向けて土地利用の方向性を検討しているところです。ご提案の「町民が集える場所」を含め、土地・建物の具体的な利用方法については、各計画の方向性に従って検討を進めることとなりますので、その際の参考とさせていただきます。	修正なし
32	後期基本 計画	全体を通 して	企業を誘致して、雇用をうむなんて考えが古いと思います。長沼町は、住む所、暮らす所だと考えたらよいと思います。 都会に働きに行き、長沼町に帰ってくる。 あちらこちらの大きな町に通勤できる立地です。 素晴らしい自然環境を破壊せず、保全し、暮らす人たちに英気を養う町であればいいと思います。 町の小さな商店やスーパーなどを、大きなスーパーを誘致したりしてつぶさないようにしてほしいです。 自然の保全や商店街の活性化(今あるお店)、古い建物の有効活用など、住む人達のためになるようなものに税金を使ってほしいです。 長沼町のような小さな町は、他の町に似通ったまちづくりをするのではなく、先人がこしらえてきた大切なものをまた掘りおこして、今の人達に見てもらえるような、体験してもらえりような、小さなまちづくりをしたらよいと思います。 1つ1つは小さく、ネットワークを拡げるのが、小さなまちが、よい形で存続していく道ではないかと考えます。	令和6年9月に実施した町民アンケートでは、定住促進のために必要な施策は何かの問いに対し、「企業誘致などの働く場づくり」と答えた方が2番目に多い結果となりましたが、本町の農村景観を維持したいという意見があることも承知しております。 その他の施策についても、人口が減ることを想定した上で、他市町村との差別化を図りつつもコンパクトかつ持続性のある施策を検討してまいります。	修正なし
33	後期基本 計画	P23-24 1.(3)	現状の公共交通の検討委員の声だけでなく、利用者の声を聞いてより利用しやすいサービスの提供を検討していただきたい。また、新技術の導入についてはより積極的な推進をお願いしたい。	持続可能な交通ネットワークの構築を目指すために、地域の実情やニーズを把握することは重要であるため、いただきましたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。	修正なし
34	その他	全般につ いて	総合振興計画は、町の最上位の計画であるならば、実行年度が近くなってからではなく、もっと前から多くの町民がその計画の内容を理解し、意見を話し合える場を設けて、町の未来が実感できる政策になると良いと思う。	総合振興計画に特化した話し合いの場を設けるのも一つの方法ですが、テーマや年代を絞ったオープンミーティング等を開催して意見交換を重ね、最上位計画である総合振興計画に集約していく方法など、より多くの町民の意見を反映できるような進め方を検討してまいります。	修正なし

意見 No.	パブリックコメント意見			パブリックコメントに対する対応	
	区分	ページ・行 章・節	意見内容	対応方針(案)	計画案修正
35	その他	全般につ いて	従来のパブコメの回答があまりにも定型的でがっかりすることが多い。知り合いのお子さんがパブコメを送ったがその回答にがっかりして、将来この町に住むのはやめようと思うと言っていたと聞きました。若い力を育て、生き生きと、のびゆくまちと感じられるような町であってほしい。	これまで失望させるような回答がありましたこととお詫び申し上げます。ご期待に沿えるよう、一つ一つのご意見を真摯に受け止め、誠実な回答に努めてまいります。	修正なし
36	その他	パブコメの 募集の仕 方につい て	他の計画と同時期の募集となる今回のような場合、閲覧場所は各担当課それぞれではなく、一カ所で閲覧できるような工夫が欲しい。総合振興計画は、政策推進課、生涯学習の計画は、教育委員会、子ども・子育て支援事業計画は、りふれと3か所に分かれているのは、町民ファーストとは言い難い。	今回のように同時期にパブリックコメントを実施する計画がある場合には、1箇所ですべての計画案が閲覧できるよう、各課と連携を図ってまいります。	修正なし
37	後期基本 計画	P43-46 2.(3)	<p>43ページにあります新エネルギー、省エネルギーについて。 温暖化ガスの削減で、太陽光発電など促進して行くようですが、太陽光発電は火力発電よりもCO2を出すことを知っていらっしゃるのでしょうか？ シリコンを使うパネルを作るのにどれだけの電力(CO2排出と同じです)を使っているのか計算してください。 太陽光発電をすると電気代が上がります。 これ、CO2排出が多いからです。 ご希望があれば、いつでも役場で担当者に説明させていただきます。</p> <p>税金を使ってCO2削減して、どれだけ温度が下がるのでしょうか？ そこを教えてください。 まさか下がらないものに多額の税金を使うのではないですよね？ 町民の利益がないものに、税金を使っても良いのですか？</p> <p>あと、化石燃料の枯渇と書いてありますが、何年で枯渇するのですか？ 私の知る限り少なく見積もって4000年はあるのですが。 何年で枯渇するのか是非教えてください。 そしてそれがどこからの情報なのかも知りたいです。</p>	今後の新エネルギー、省エネルギーに関し、本町としては現状、太陽光発電に関し主体的に取組を推進する予定はございません。ただし、太陽光発電に限らず、新エネルギーの適切な導入促進を図ることは必要だと考えております。なお、民間設置に関しましても、条例・ガイドラインに従い、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全に努めてまいります。	別紙のとおり